

「葛飾区人権施策推進指針（改定版）素案」に対する  
区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果

総務部人権推進課

「葛飾区人権施策推進指針(改定版)素案」に対する区民意見提出手続  
(パブリック・コメント手続)の実施結果について

1 実施期間 令和元年12月16日(月)～令和2年1月14日(火)

2 閲覧場所 人権推進課(男女平等推進センター)、区政情報コーナー、区民事務所(サービスコーナー)、図書館(中央・地域・地区)、健康プラザかつしか(保健センター)・シニア活動支援センター・ウェルピアかつしか・区ホームページ

3 意見提出者 22名

4 意見総数 47件 (内訳)

	電子申請	FAX	郵送	窓口
	45	0	1	1

5 提出された意見の要旨と区の考え方

以下のとおり

なお、指針の内容には結び付かないと考えられるもの(1件)については、考え方を作成していない。

## 「葛飾区人権施策推進指針(改定版)素案」に対する区民のご意見と区の考え方

◎:案の中にとりいれるもの ○:指針(素案)に入っている ※:区の他の計画に入っている □:意見・要望としてお聞きする

番号	ご意見の要旨	区の考え方	取扱
<b>II 人権をめぐる現状と課題 1. 国内外の状況 (2) 国内の動き</b>			
1	<p>以下の文章を追加してください。</p> <p>一方で、一部の政治家やインターネット上では、ジェンダーや外国人に対する差別や偏見を是認、助長する言動が繰り返されており、これまでの人権推進施策に逆行する事態も生まれています。</p>	<p>ご意見のような事態に対する課題認識については、「インターネットにかかる人権課題」として整理し、記載しております。</p>	□
<b>III 葛飾区の人権施策推進指針 3. 人権課題の状況と施策の方向性 (1) 女性(男女平等)</b>			
2	<p>日常および災害時における性被害が大きな社会問題です。学校での性教育を推進していくことで、男女平等を意識することになります。性被害の加害者たちは、女性を尊重していないので、暴力で従えようとします。この意識を変えることが、女性の人権を守ることにつながります。被害女性へのサポート体制の充実も求めます。</p>	<p>性暴力は重大な人権侵害であると認識しています。こうした問題の解消にあたっては、男女が対等な関係を築いていくことが必要であることから、区では男女平等社会の実現に向けたさまざまな取組みを進めています。</p> <p>また、「犯罪被害者とその家族」の項目において、犯罪被害の一つとして「性犯罪」を記載し、被害者のサポートにあたっては、関係機関との連携を図り、適切な支援につなげてまいります。</p>	□
3	<p>ジェンダー・ギャップ指数の数値について、最新の内容に変更してください。また、脚注の語句説明について、「各国における男女格差を経済、教育、健康、政治の4つの分野のデータから得点化した数値」とわかりやすい表現にしてください。</p>	<p>パブリックコメント実施時に反映できなかった内容です。策定に向けて、最新の内容に変更してまいります。脚注については、ご意見の内容を踏まえ、わかりやすい表現に修正いたします。</p>	◎
<b>III 葛飾区の人権施策推進指針 3. 人権課題の状況と施策の方向性 (4) 障害者</b>			
4	<p>葛飾区には100を超えるグループホームがあり、500人を超える利用者が暮らしていますが、ほとんどは軽度の知的障害者を対象としています。身体障害者や重度重複障害者の子ども達が暮らすグループホームはありません。&lt;施策の方向性&gt;の中に、「どんなに重い障害があっても生まれ育った地域で暮らす」ことのできる真の共生社会の実現」を加えてください。</p>	<p>地域生活を支援するための社会資源の充実は、共生社会の充実に向けた施策であると考えています。「障害のある方が障害の種別や程度にかかわらず住み慣れた地域で生活していくために必要な社会資源について、整備の促進を図ります」という内容を&lt;施策の方向性&gt;に加えていきます。</p>	◎

## 「葛飾区人権施策推進指針(改定版)素案」に対する区民のご意見と区の考え方

◎:案の中にとりいれるもの ○:指針(素案)に入っている ※:区の他の計画に入っている □:意見・要望としてお聞きする

番号	ご意見の要旨	区の考え方	取扱
<b>III 葛飾区の人権施策推進指針 3. 人権課題の状況と施策の方向性 (5) 同和問題(部落問題)</b>			
5	「部落差別解消推進法」が制定されている中、部落問題(いわゆる同和問題)または部落差別問題(いわゆる同和問題)と記載すべきです。 同内容意見 2件	「同和問題」の表記については、これまで国や東京都等、全国の地方自治体が行政用語として使用てきており、「部落差別解消推進法」施行以降も国や東京都等多くの地方自治体が、引き続き、使用しています。また、現行指針においても「同和問題」としていること、区における事業や研修の実施にあたり、「同和」という文言を使用していることを勘案し、「同和問題」としております。	□
6	「誰もが平等」のスタンスから、「差別はいけない、許さない」「差別は社会悪」であると強調すべきです。 同内容意見 2件	人権施策の推進にあたっては、「差別を許さない」ということが基本姿勢であると認識しており、その考え方を<基本目標の実現に向けて>の中で明記しています。	○
7	インターネット上の部落差別の実態、人権侵害への重要な認識のもと、その現状と区の責任と役割について明記すべきです。 同内容意見 1件	インターネット上での実態や認識については、<現状と課題>に記載をしています。区の責任と役割は、それらを踏まえて<施策の方向性>に反映させています。	○
8	区、区民、当事者との協働、関係団体との協働・連携のための施策の記載が十分でないと思います。	区民、当事者、関係団体との協働・連携は人権施策の推進にあたり、必要不可欠であると考えており、「IV人権施策の推進に向けて」の中で記載しております。具体的な取組内容についても、補足いたします。	◎
9	インターネット上の部落差別の助長・煽動実態への対応について、モニタリング事業を実施すべきです。 同内容意見 1件	インターネット上の部落問題の助長・煽動実態への対応については、<施策の方向性>の中に「実態把握」について記述していきます。	◎
10	相談事業の積極的展開を明記すべきです。 同内容意見 1件	さまざまな人権課題への取組みにあたり、相談事業は大変重要なものであると認識しております。そのため、「IV人権施策の推進に向けて」の中で、「相談・支援体制の充実」について記載をしています。	○
11	改定指針の内容について、周知する機会や手法も明記すべきです。	指針の内容については、策定後、積極的に周知を図っていきます。	□
12	指針の定期的な見直し、適宜な改定時期を明記すべきです。	指針の今後の改定については、人権を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、適切な時期を見極めて、見直しを行ってまいります。	□

## 「葛飾区人権施策推進指針(改定版)素案」に対する区民のご意見と区の考え方

◎:案の中にとりいれるもの ○:指針(素案)に入っている ※:区の他の計画に入っている □:意見・要望としてお聞きする

番号	ご意見の要旨	区の考え方	取扱
<b>III 葛飾区の人権施策推進指針 3. 人権課題の状況と施策の方向性 (6) 外国人</b>			
13	川崎市でヘイトスピーチについて、罰則規定も含めた条例の制定が進められていますが、葛飾区においても同様の条例を制定を要望します。 同内容意見 9件 反対意見 1件	現時点におきまして、ヘイトスピーチについて、罰則規定も含めた条例を制定することは考えておりませんが、今後も区内におけるヘイトスピーチの実態把握に努めるとともに、ヘイトスピーチへの解消に向けた理解促進に取り組んでまいります。	□
14	多文化共生・多様性尊重を否定するものではありませんが、過剰配慮・地域特性を無視して推進すべきではないと思います。その中で、「外国人」の項目をつくることは、元来のコミュニティーを構成する日本人に対して、片抑圧方向に作用する危険があるとともに、外国人による日本や日本人への侮辱もないとは言えません。拠って、外国人という項目はやめ、全ての人を対象とする内容にするべきです。 同内容意見 1件	本指針は、不合理な差別等の解消を図り、地域社会に暮らすすべての人の基本的人権が保障されることを目指し、策定をするものです。そのような中、外国人をめぐる差別や偏見、ヘイトスピーチなどの解消に取り組んでいく必要があると考え、「外国人」の項目を設けています。	□
15	区民が区内外で差別的言動を行った場合、または非区民が区内で差別的行為ならびに準じた行為や事象を知った者が常時相談や通報のできる窓口を設けてください。	今回策定する指針は、人権施策を推進するために、基本理念や各施策の方向性を示すものです。個別の問題への対策や対応については、問題の発生状況等を踏まえ、個別に検討していきます。	□
16	日本語ステップアップ教室の取組みは評価していますが、外国人の子の親(どちらか)のルーツにあたる母語に対する学習支援についても人権として権利を保障するよう記載してください。	母語に対する学習支援は実施しておりませんが、引き続き、日本語ステップアップ教室等の日本語指導の充実を図り、区で生活する外国人の子どもたちが、安心して日本での生活を送ることができるよう支援してまいります。	□
<b>III 葛飾区の人権施策推進指針 3. 人権課題の状況と施策の方向性 (8) 性自認・性的指向</b>			
17	同性パートナーの場合、法的な夫婦を対象とした制度やサービスが利用できず、困難を感じている場合があります。また、最近では、同性パートナーを結婚に準じる関係と認める同性パートナーシップ制度を導入する自治体もあります。葛飾区も同性パートナーシップ制度を導入してください。 同内容意見 1件	性自認・性的指向に係る取組みについては、性の多様性への理解促進を図ることや誰にも相談できずに社会的孤立を深めている方々への対応が優先して取り組むべき課題であると考えております。パートナーシップ制度の導入については、さまざまご意見がございますので、これらを踏まえた慎重な対応が必要であると考えております。	□

## 「葛飾区人権施策推進指針(改定版)素案」に対する区民のご意見と区の考え方

◎:案の中にとりいれるもの ○:指針(素案)に入っている ※:区の他の計画に入っている □:意見・要望としてお聞きする

番号	ご意見の要旨	区の考え方	取扱
18	自らの自己肯定感を育て、自殺者対策としても、性教育としての命の教育授業を実施してください。	学校では、子どもたちの自信や誇りを高めるために、積極的に子どもたちの取組みを表彰したり活躍の場の設けています。また、道徳教育を中心に、全教育活動を通して、人権感覚を身に付けた子どもの育成や一人ひとりが自他の生命を大切にする教育を行っております。	□
19	公的施設利用において、それが特段必要性のない場合に性別の確認は不要としてください。 性別に関わらず使用できるトイレを増やしてください。	<区の状況及び取組み>に記載しておりますが、区では申請書類等で必要のない性別欄は設けないとの考え方のもと、特段必要性のない性別の確認は行うことのないようにしております。 施設改修等の際には多目的トイレを増やすなどの環境整備を進めておりますので、<区の状況及び取組み>に追記いたします。	○ ◎
	区民住宅など配偶者にあたる関係を認めてください。	区営住宅の取り扱いに関しては、都営住宅や他自治体の動向を注視しながら、研究してまいります。	□
20	<区の状況及び取組み>の中に、「一方で、区民の中にも「LGBTで同性婚で男と男、女と女の結婚…この人たちばかりになつたら国はつぶれちゃうんですよ」と発言する人がいるなど、性自認・性的指向についての無理解、偏見は根強くあります。」の内容を追加してください。	性自認・性的指向についての無理解や偏見については、<現状と課題>に記載をしています。	□
21	アウティング・IDC・トランスジェンダーの記載について以下のように修正が必要です。 「20 アウティング:本人の承諾なく、本人以外の人が、その人の公にしていない秘密を他の人に言うこと」 →「20 アウティング:LGBTなどの人に対して、本人の承諾なく、本人以外の人が、その人の公にしていない性的指向や性自認などの秘密を他の人に暴露すること」(単にプライバシーの暴露とは異なることを、明確に示す必要があります。) 「性的指向」の項目 IDC→ICD 「トランスジェンダー(Transgender:身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人)」 →「トランスジェンダー(Transgender:出生時に(戸籍や出生届により)付けられた性と...)」	ご意見の内容を踏まえ、指針(案)の内容について、正しい表現に修正いたします。	◎

## 「葛飾区人権施策推進指針(改定版)素案」に対する区民のご意見と区の考え方

◎:案の中にとりいれるもの ○:指針(素案)に入っている ※:区の他の計画に入っている □:意見・要望としてお聞きする

番号	ご意見の要旨	区の考え方	取扱
22	東京地裁が、2019年12月12日に、いわゆる「経産省性同一性障害者職場処遇事件」の判決を下し、原告にお手洗いの利用をさせなかつたこと、性自認に関するハラスメントについて、違法とした点についても触れるべきです。	本件については、2019年12月25日に原告側、被告側がそれぞれ控訴を行っており、判決内容が確定していないため、指針に記載することは考えておりませんが、性自認・性的指向に関するハラスメント防止については、本指針に基づき、取組みを進めてまいります。	□
23	2019年12月23日に厚生労働省労働政策審議会雇用環境・均等分科会が附帯決議を踏まえた、いわゆるパワーハラ指針の内容を答申しています。記載内容をこの答申を踏まえた内容に変更すべきです。また、パワーハラ指針に、事業主が職場の労働者と職場の労働者以外の者との言動についても、必要な注意を払うよう配慮等することが望ましい旨、明記されたことを踏まえるべきです。	パブリックコメント実施時に反映できなかった内容です。策定に向けて、最新の内容に変更してまいります。	◎
24	東京都は、2019年12月25日に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を発表しており、その旨を付記すべきです。		
25	パワーハラ指針に基づくSOGIハラやアウティング対策、アウティングを念頭に置いたプライバシー保護等の措置義務を葛飾区が率先して履行することを記載するべきです。	区では、雇用主として職員の人権を守るために、普及啓発用冊子「ハラスメント-理解と防止のために-」の作成・配付やハラスメント相談員の設置、研修などを行っており、パワーハラを含むハラスメント対策を進めています。今回パワーハラ指針に示された内容を踏まえ、今後もハラスメント対策の適切な対応を図ってまいります。	□
<b>III 葛飾区の人権施策推進指針 4. 身近な人権 (1) ライフステージと人権</b>			
26	貧困に起因したいじめや孤立に対しての記述が抜けている。貧困はすべてのライフステージにおいて共通する差別に結びつきやすいという観点を入れてください。	いじめや孤立は、さまざまな要因により、引き起こされると認識しております。「4 身近な人権」では、主な人権課題を整理しており、貧困にかかる人権課題としては、「子どもの貧困対策法」により取り組みが進められている「子どもの貧困」を記載しております。	□
<b>その他</b>			
27	本来あるべき平等は数の大小によらず、権力の強弱によらず、空気を吸うように意識することなく、同じ目線で会話のできるコミュニティを目指すものだと思います。 片方を立て過ぎれば片方が立たず、なかなかに平等は難しく、ただ今、上辺で思いつくだけの差別を書き連ねるような文書には同意しかねます。	区では、基本理念にありますように互いの人権を尊重し、平和で平等な社会の実現を目指しております。そのためには、個別の人権課題の解決に向けた取組みが必要であると考えており、国や東京都の課題認識や取組み、区の実態等を踏まえ、各人権課題の記載を行っております。	□